

資料編

- 1．町の概要
- 2．町の部門別 CO₂ 排出量
- 3．アンケート調査結果
- 4．環境基本計画策定経過

資料編

1. 町の概要

(1) 位置・地勢

本町は、明治22年の町村制施行に際し、「阿閉村」として誕生し、昭和37年に兵庫県最後の村から町制へと移行し、「播磨町」と名称を定めています。位置は、兵庫県南部の中央で、南は瀬戸内海、東は明石市、北と西は加古川市に接しています。

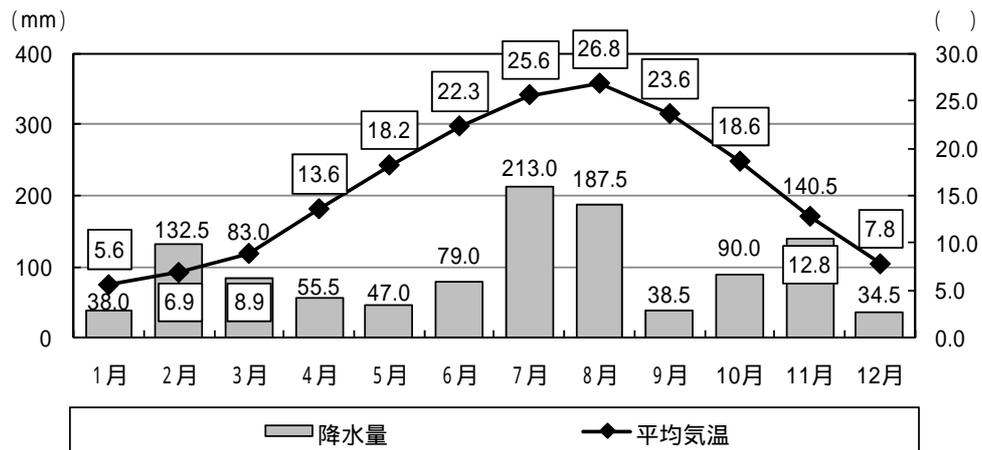
面積は、9.09平方キロメートルと県下では最も小さな町で、その3割は海を埋め立てて造成された人工島です。現在、これらの人工島では一般機械器具製造、化学工業を中心とする約60数社が操業しています。

本町には、ため池や喜瀬川、瀬戸内海等の水辺空間や市街地に残る水田の田園風景などがあり、水に関連する資源が多くあります。しかし、都市化が進む中で農地は宅地に変わり、海面は埋め立てられ工業団地が整備されており、人工的な都市の性格が強くなってきています。

(2) 気象

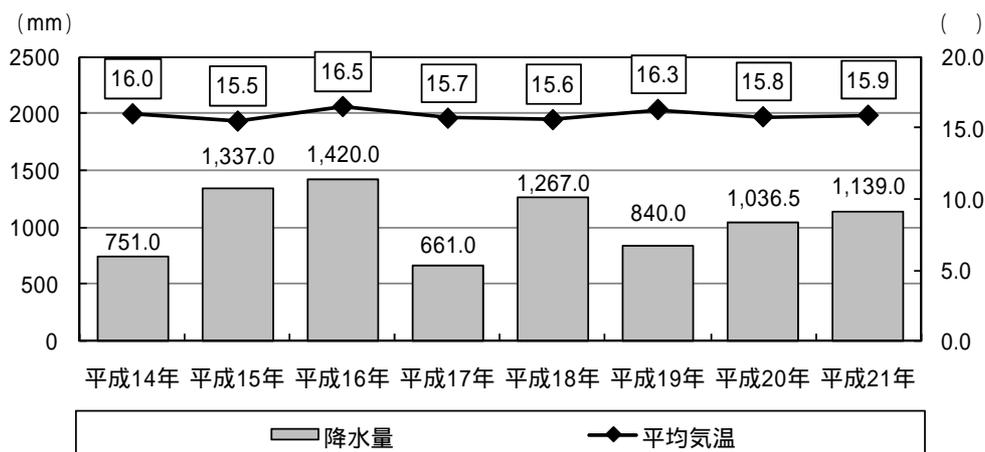
本町の気候は、全体として温和であり、年平均気温は15℃前後、年間降水量は1,000mm前後となっています。

月別降水量及び平均気温の推移（平成21年）



資料：播磨町統計書（2010年）

年間降水量と平均気温の推移



資料：播磨町統計書（2010年）

(3) 人口・世帯数

本町の人口は、平成2年では30,813人、平成17年では33,545人となっており増加傾向にあります。少子高齢化は他の自治体と同様に進んでおり、高齢化率¹は年々上昇し、平成17年では16.3%となっています。

また、住民基本台帳を基にコーホート変化率法²により推計を行うと、総人口は減少し、平成32年には31,952人になることが予測されます。

人口動態では、出生数が死亡数を上回り、自然増となっていますが、転出者が転入者を上回って、各年度ともに社会減となっています。

昼間人口・夜間人口の推移をみると、昼間人口よりも夜間人口が多くなっています。また、昼入、昼出の状況でも、通学とともに昼出が上回っています。

(単位：人、%、世帯)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
年少人口	0～14歳	6,451	5,932	5,415	5,063
生産年齢人口	15～64歳	21,935	24,294	23,930	23,021
高齢人口	65歳以上	2,415	3,357	4,408	5,459
人口合計		30,813	33,583	33,766	33,545
高齢化率(高齢/総人口)		7.8	10.0	13.1	16.3
世帯数		9,200	10,805	11,386	12,058
平均世帯人員(総人口/世帯)		3.3	3.1	3.0	2.8

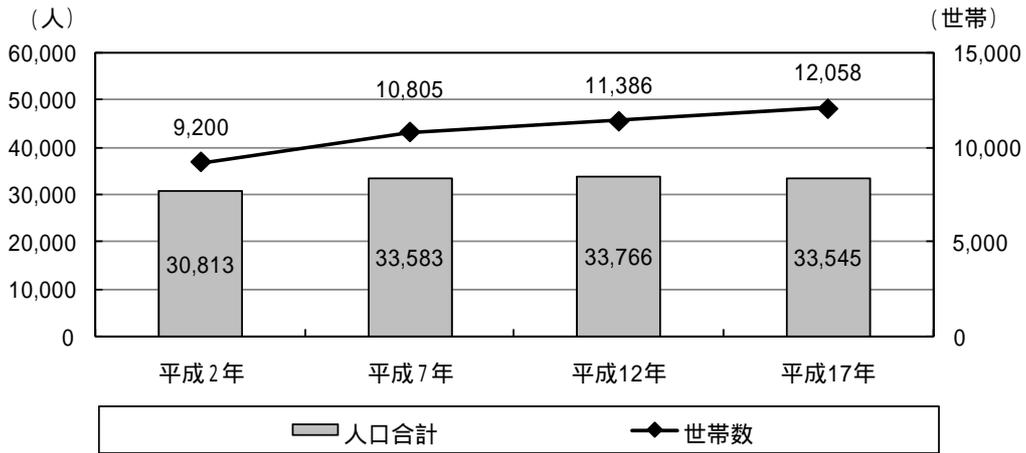
年齢不詳分を含む

資料：国勢調査

¹ 高齢化率：65歳以上の高齢人口が総人口に占める割合。

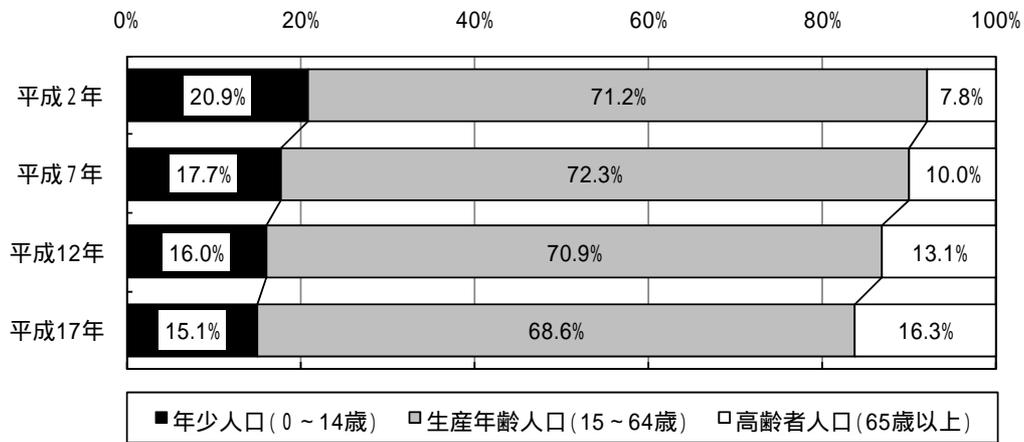
² コーホート変化率法：各コーホート(集団)について、人口増減の要因となる自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去からの実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

人口合計・世帯数の推移



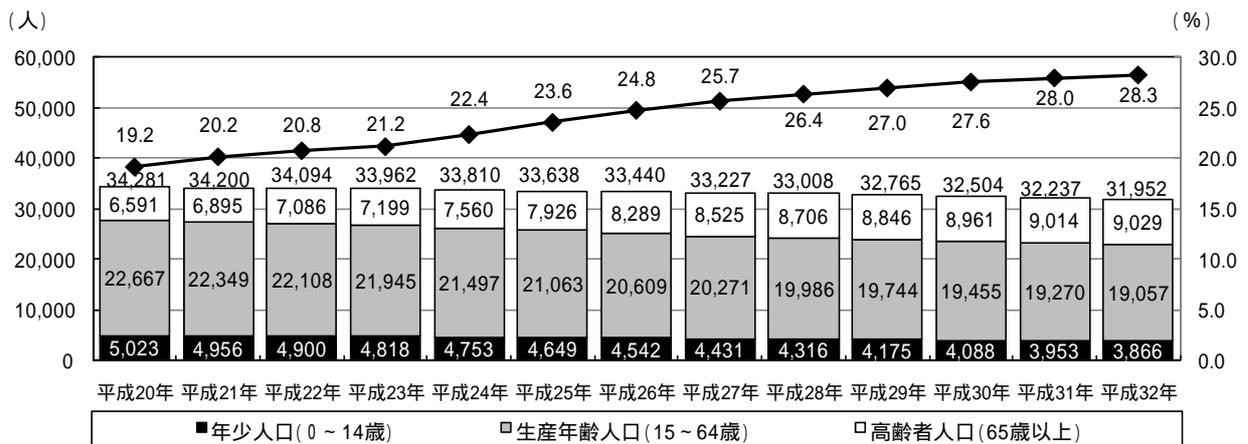
資料：播磨町統計書（2010年）

年齢3区分別人口の推移



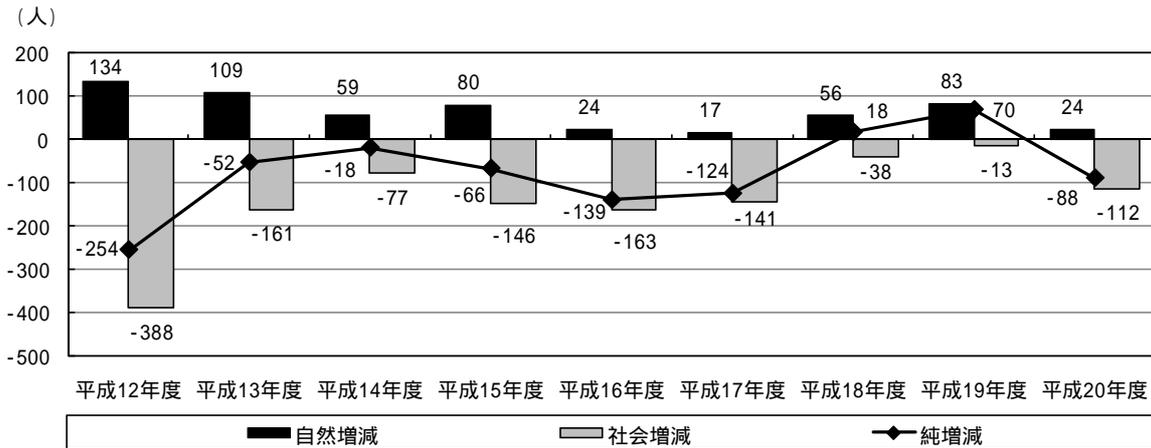
資料：播磨町統計書（2010年）

将来人口推計



資料：平成16年 - 平成20年10月時点の住民基本台帳（外国人を含む）をもとにコーホート変化率法によって算出

人口動態の推移



資料：住民グループ

昼間人口・夜間人口の推移

(単位：人)

年次	昼間人口	夜間人口	昼入			昼出			昼入出の差
			総数	通勤	通学	総数	通勤	通学	
平成2年	27,189	30,801	7,592	6,753	839	11,204	9,362	1,842	3,612
平成7年	29,266	33,583	8,668	7,936	732	12,985	11,214	1,771	4,317
平成12年	29,541	33,753	8,261	7,653	608	12,473	10,985	1,488	4,212
平成17年	29,186	33,543	7,935	7,468	467	12,292	11,016	1,276	4,357

資料：国勢調査

(4) 産業

第1次産業、第2次産業については、近年減少傾向にあります。

一方で、小売業やサービス業にあたる第3次産業の就業者は増加傾向にあり、平成17年においては全体の64.0%を占めています。

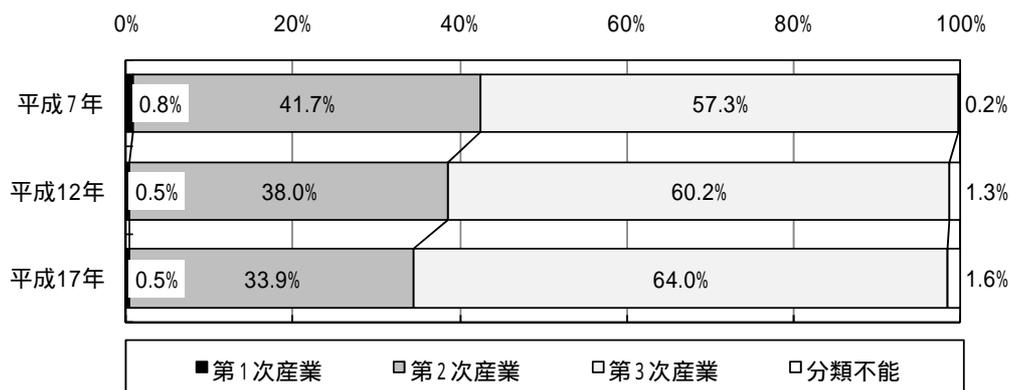
(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年
就業者数	16,146	15,836	15,407
第1次産業	127	81	77
第2次産業	6,727	6,023	5,222
第3次産業	9,254	9,533	9,858

年齢不詳分を含む

資料：播磨町統計書(2010年)

産業別就業者割合の推移



資料：播磨町統計書（2010年）

（5）土地利用

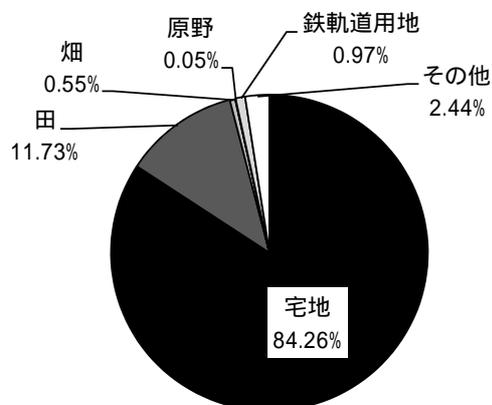
本町の宅地面積は、平成18年には510.77ha、平成22年では516.76haとなっており増加傾向にあります。農地の宅地化が進行しており、平成22年の宅地面積は84.26%となっています。

（単位：ha）

区分	宅地	田	畑	原野	鉄軌道用地	その他
平成18年	510.77	80.01	3.61	0.34	5.62	13.48
平成19年	512.66	78.20	3.52	0.33	5.88	13.39
平成20年	514.04	76.79	3.51	0.32	5.92	13.28
平成21年	516.09	73.93	3.38	0.32	5.92	13.64
平成22年	516.76	71.97	3.36	0.33	5.92	14.98

資料：播磨町統計書（2010年）各年1月1日現在

土地利用状況（平成22年）



資料：播磨町統計書（2010年）

2 . 町の部門別 CO₂ 排出量

播磨町の部門別 CO₂ 排出量は、次のとおりです。

(単位：千トン CO₂)

部 門 名		CO ₂ 排出量			
		平成 2 年	平成 19 年	平成 20 年	
産業部門	製造業	547	492	449	
	建設・鉱業	4	4	3	
	農林水産業	0	0	0	
	小計()	551	496	452	
家庭部門()		24	37	36	
業務部門()		19	29	26	
運輸部門	自動車	(旅客)	19	31	32
		(貨物)	15	13	13
	鉄道	2	2	2	
	船舶	23	19	19	
	小計()	59	65	66	
廃棄物部門()		2	4	4	
合 計(+ + + +)		655	631	584	

【参考：部門別 CO₂ 排出量の算定手順について】

播磨町の部門別 CO₂ 排出量は、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」に沿って算定しています。

算定式は次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{産業部門（製造業）} &= (\text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等}) \\ &\quad \times \text{播磨町の製造品出荷額等} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

分子量を使って炭素を二酸化炭素に換算

$$\begin{aligned} \text{産業部門（建設・鉱業）} &= (\text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数}) \\ &\quad \times \text{播磨町の従業者数} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{産業部門（農林水産業）} &= (\text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数}) \\ &\quad \times \text{播磨町の従業者数} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{家庭部門} &= (\text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数}) \\ &\quad \times \text{播磨町の世帯数} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{業務部門} &= (\text{都道府県の業務部門炭素排出量} / \text{都道府県の床面積}) \times \\ &\quad \text{播磨町の床面積} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

運輸部門（自動車） = (全国の自動車車種別炭素排出量 / 全国の自動車車種別保有台数)
× 播磨町の自動車保有台数 × (44 / 12)

運輸部門（鉄道） = (全国の運輸鉄道炭素排出量 / 全国の人口) × 播磨町の人口
× (44 / 12)

運輸部門（船舶） = (全国の運輸船舶炭素排出量 / 全国の入港船舶総トン数)
× 播磨町の入港船舶総トン数 × (44 / 12)

一般廃棄物（プラスチック類） = 焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.69

一般廃棄物（合成繊維） = 焼却処理量 × 0.028 × 2.29 焼却量の種類別排出係数
全国平均合成繊維比率 焼却量の種類別排出係数

産業部門の「都道府県の従業者数」「播磨町の従業者数」については、従業員数の把握に用いる事業者・企業統計が5年に1度の全数調査データを使用しているため、平成19年、平成20年の両データとも平成18年度データを使用しています。

家庭部門の「都道府県の世帯数」「播磨町の世帯数」については、総務省が公表している住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数を使用しているため、平成19年、平成20年の両データとも平成19年度末データを使用しています。

運輸部門（鉄道）の「全国の人口」「播磨町の人口」については、総務省が公表している住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数を使用しているため、平成19年、平成20年の両データとも平成19年度末データを使用しています。



3 . アンケート調査結果

住民の環境に対する意識は次のとおりです。

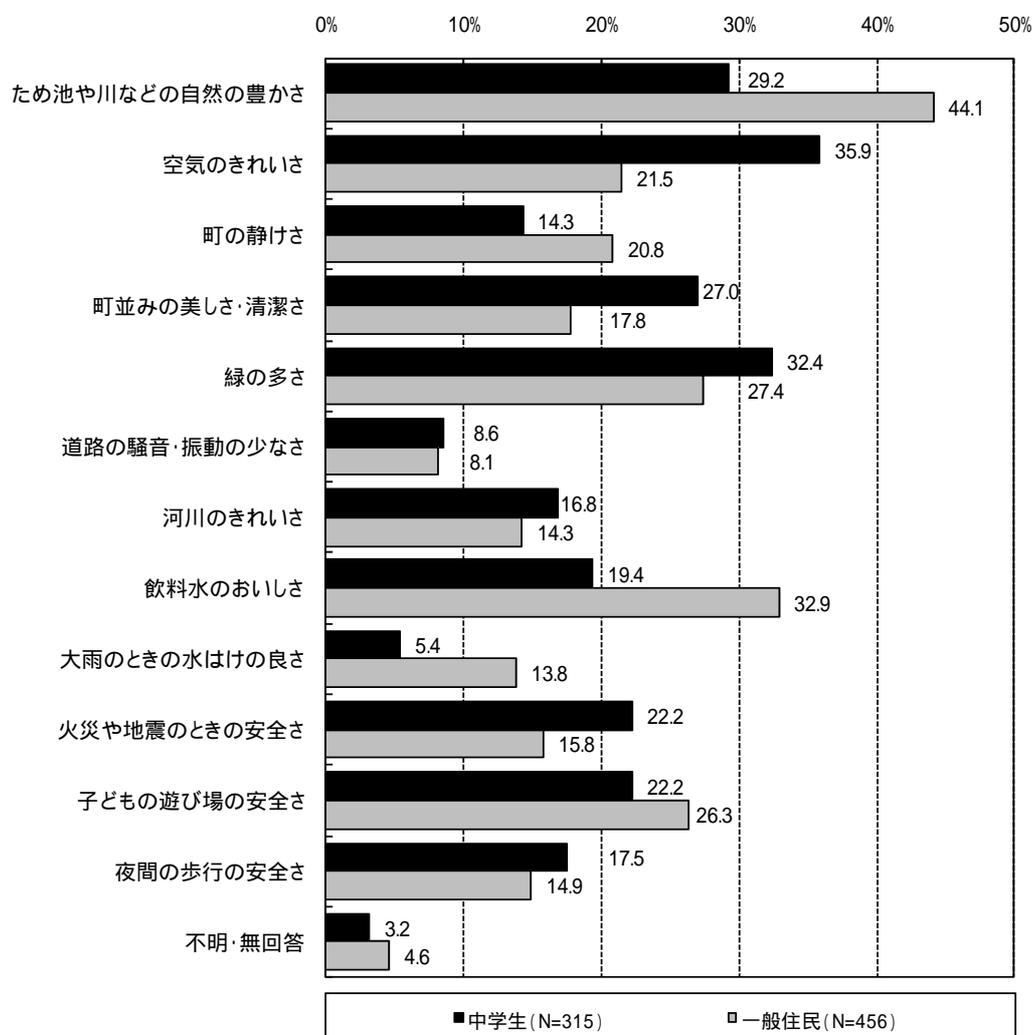
(環境意識調査：平成21年10、11月 ゆめづくり塾「活力あるハリマ創り塾」の協力を得て実施)

1) 周辺環境について

将来にわたって残したい環境について

播磨町の中で、よい環境、将来にわたって残したい環境については、中学生では「空気のきれいさ」最も高く、次いで「緑の多さ」となっています。一般住民では「ため池や川などの自然の豊かさ」が最も高く、次いで「飲料水のおいしさ」となっています。

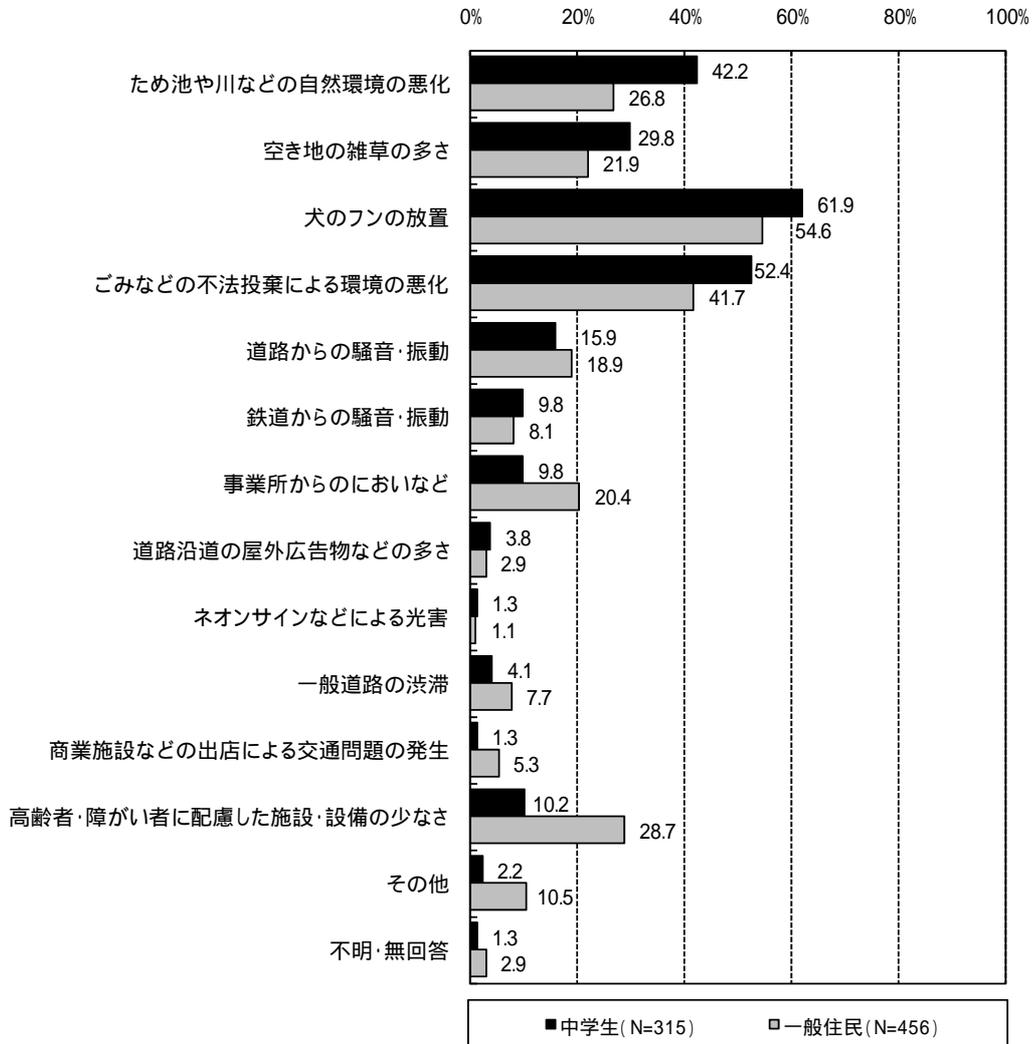
播磨町の中で、よい環境、将来にわたって残したい環境は何か



播磨町の環境上の問題について

播磨町の中で、あなたが思う環境上の問題については、中学生、一般住民ともに「犬のフンの放置」が最も高く、次いで「ごみなどの不法投棄による環境の悪化」となっています。

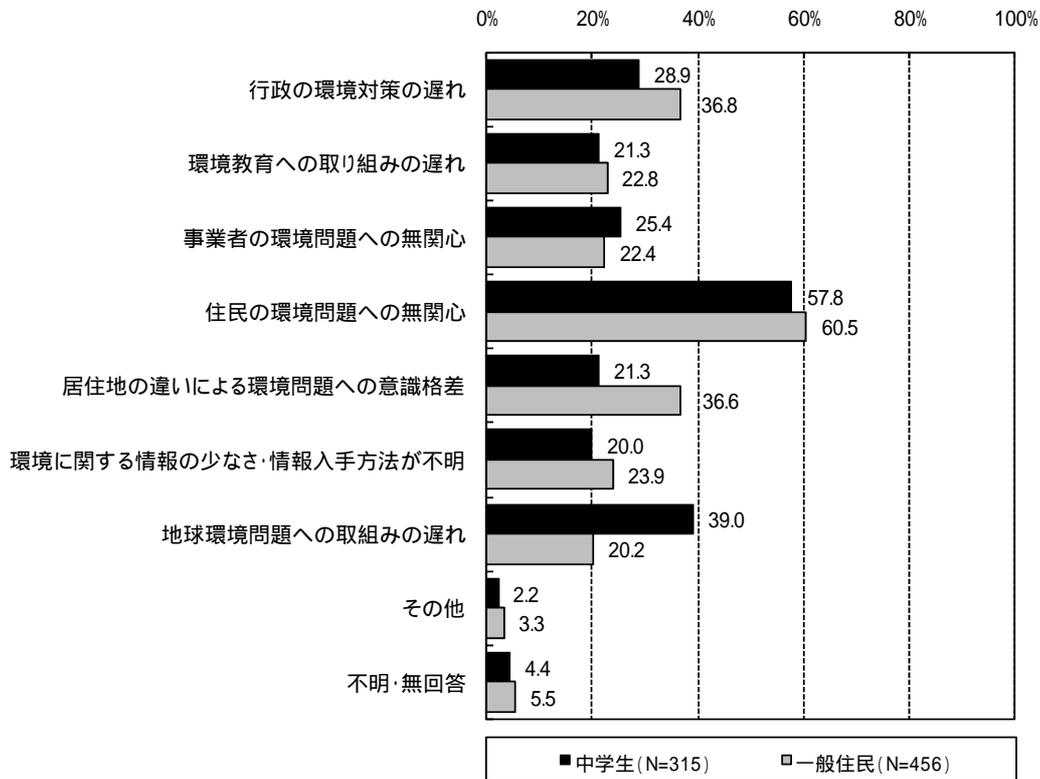
播磨町の中で、環境上の問題は何か



環境上の問題の原因について

播磨町の中で、あなたが思う環境上の問題は何が原因だと思うかについては、中学生、一般住民ともに「住民の環境問題への無関心」が最も高くなっています。次いで、中学生では「地球環境問題への取組みの遅れ」、一般住民では「行政の環境対策の遅れ」「居住地の違いによる環境問題への意識格差」となっています。

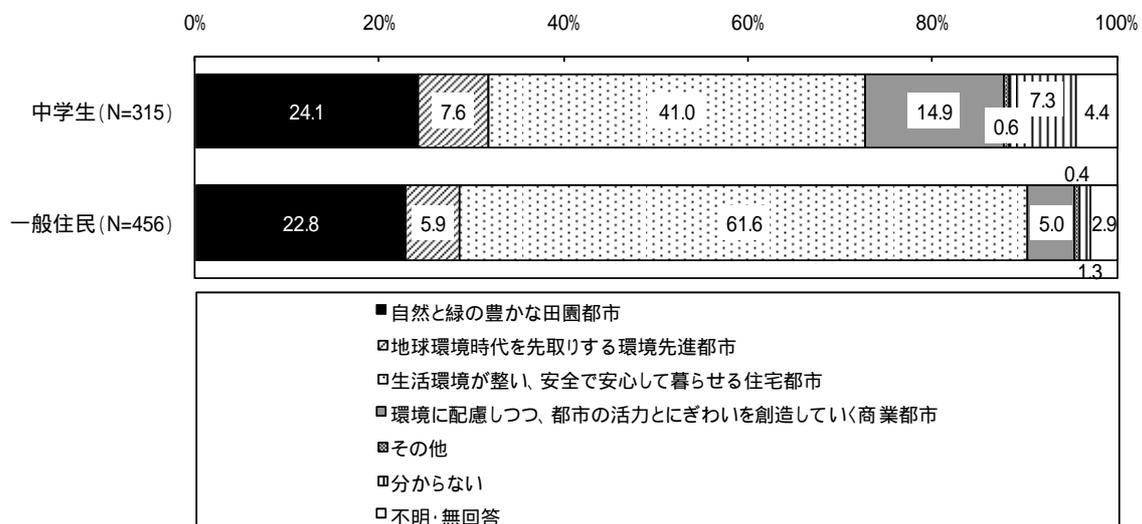
播磨町の中で、環境上の問題は何が原因だと思うか



将来の播磨町の環境について

将来、播磨町の環境がどのようにあってほしいかについては、中学生、一般住民ともに「生活環境が整い、安全で安心して暮らせる住宅都市」が最も高く、次いで「自然と緑の豊かな田園都市」となっています。

将来、播磨町がどのようにあってほしいか

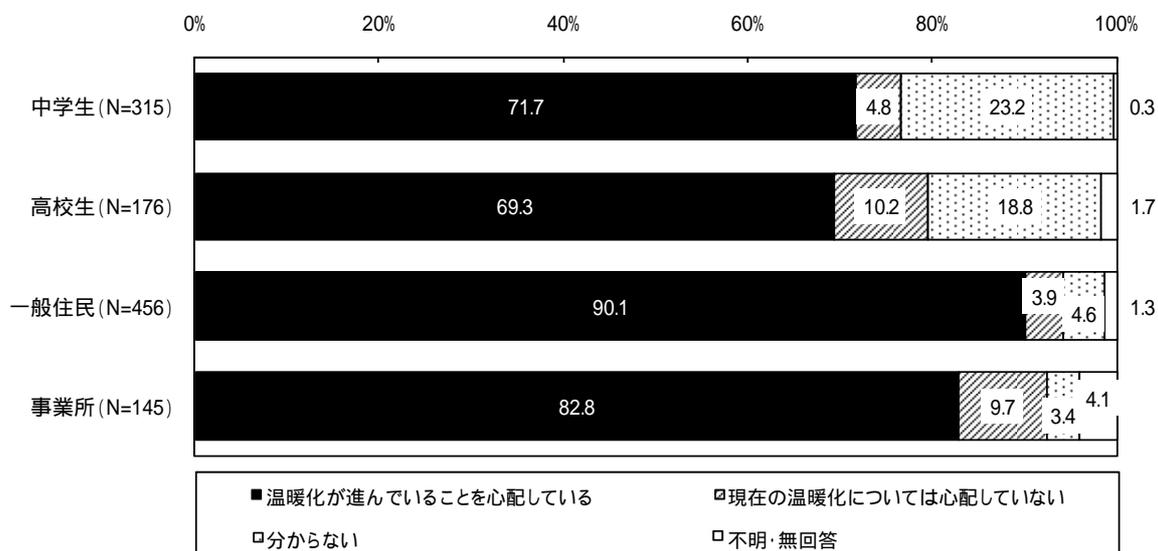


2) 地球温暖化問題について

地球温暖化の影響について

地球温暖化の影響について、どう思うかについては、すべてのアンケート結果で「温暖化が進んでいることを心配している」が6割以上と高くなっています。特に、一般住民では9割以上となっています。

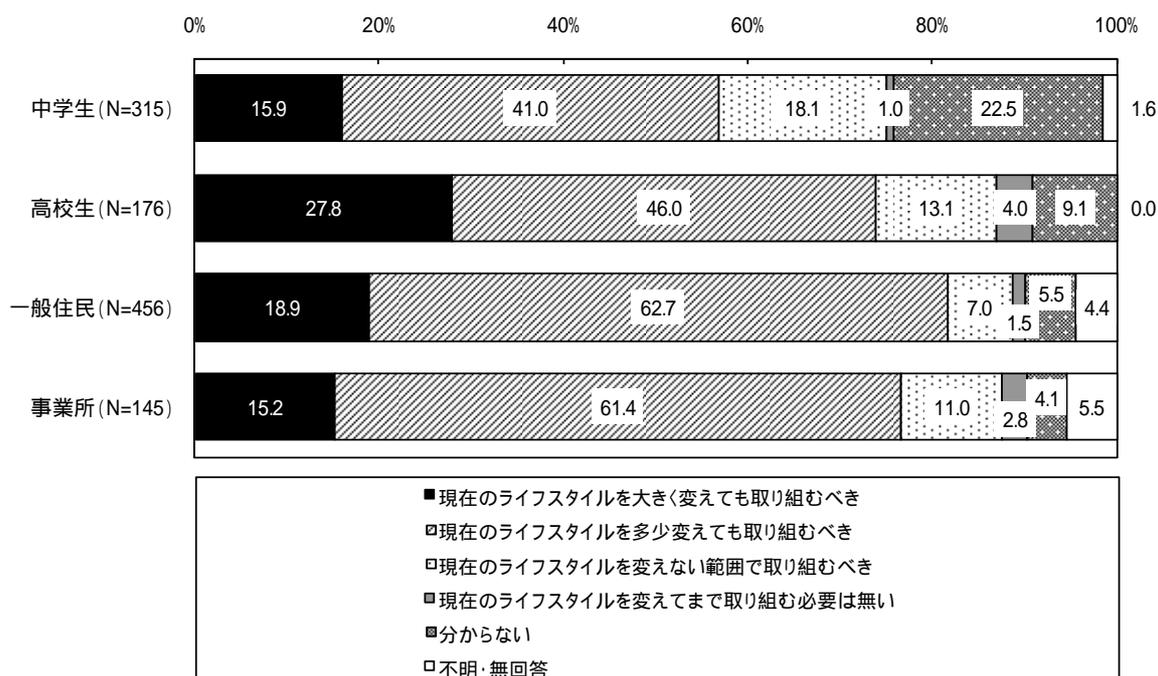
地球温暖化の影響について、どう思うか



地球温暖化防止に向けての取り組みについて

地球温暖化防止に向けて、どのように取り組むべきと思うかについては、すべてのアンケート結果で「現在のライフスタイルを多少変えても取り組むべき」が最も高くなっています。特に、一般住民、事業者では6割以上となっています。

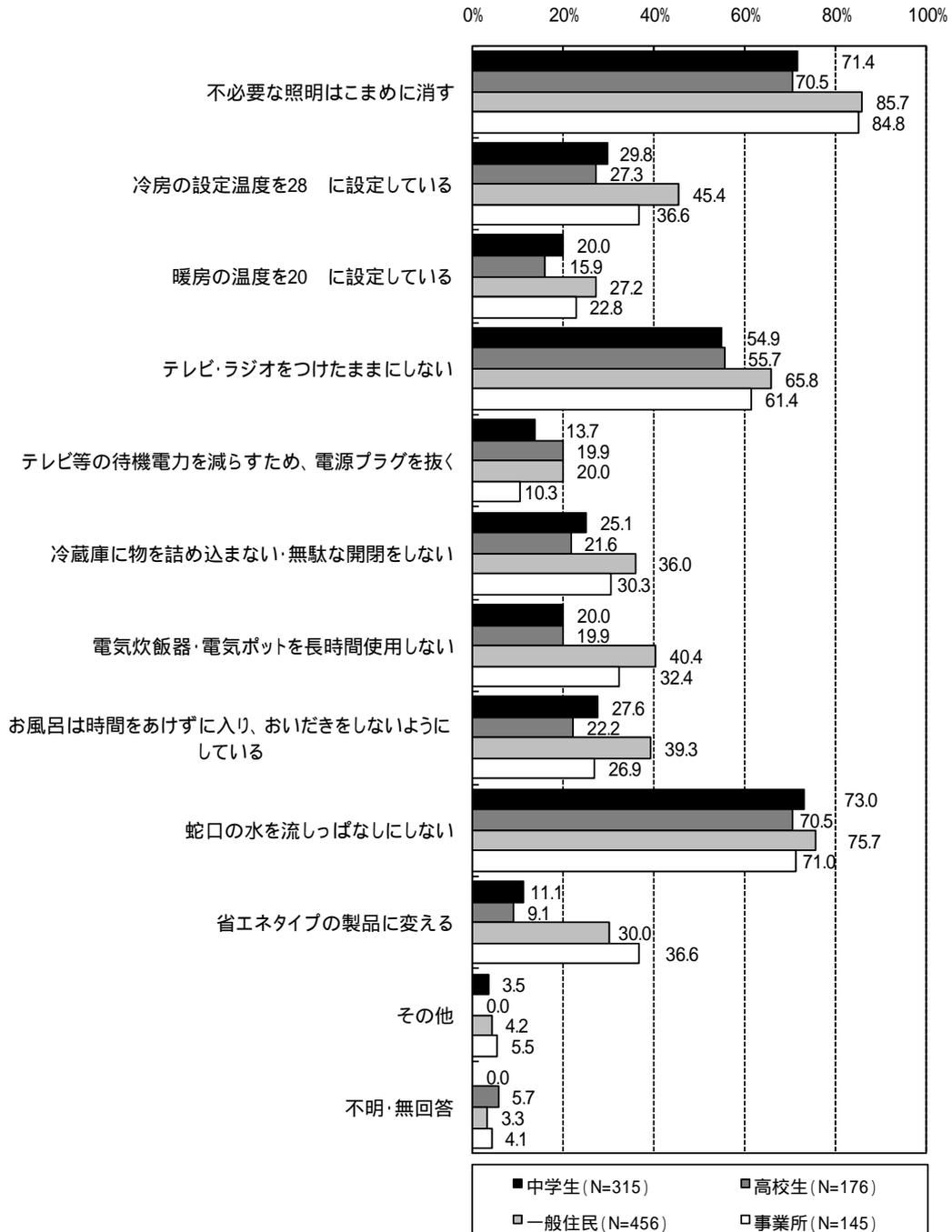
地球温暖化防止に向けて、どのように取り組むべきと思うか



現在実践している省エネ活動について

現在実践されている省エネ活動については、すべてのアンケート結果で「 unnecessaryな照明はこまめに消す」と「蛇口の水を流しっぱなしにしない」がそれぞれ7割以上と高くなっています。また、「テレビ・ラジオをつけたままにしない」はすべてのアンケート結果で5割以上となっています。

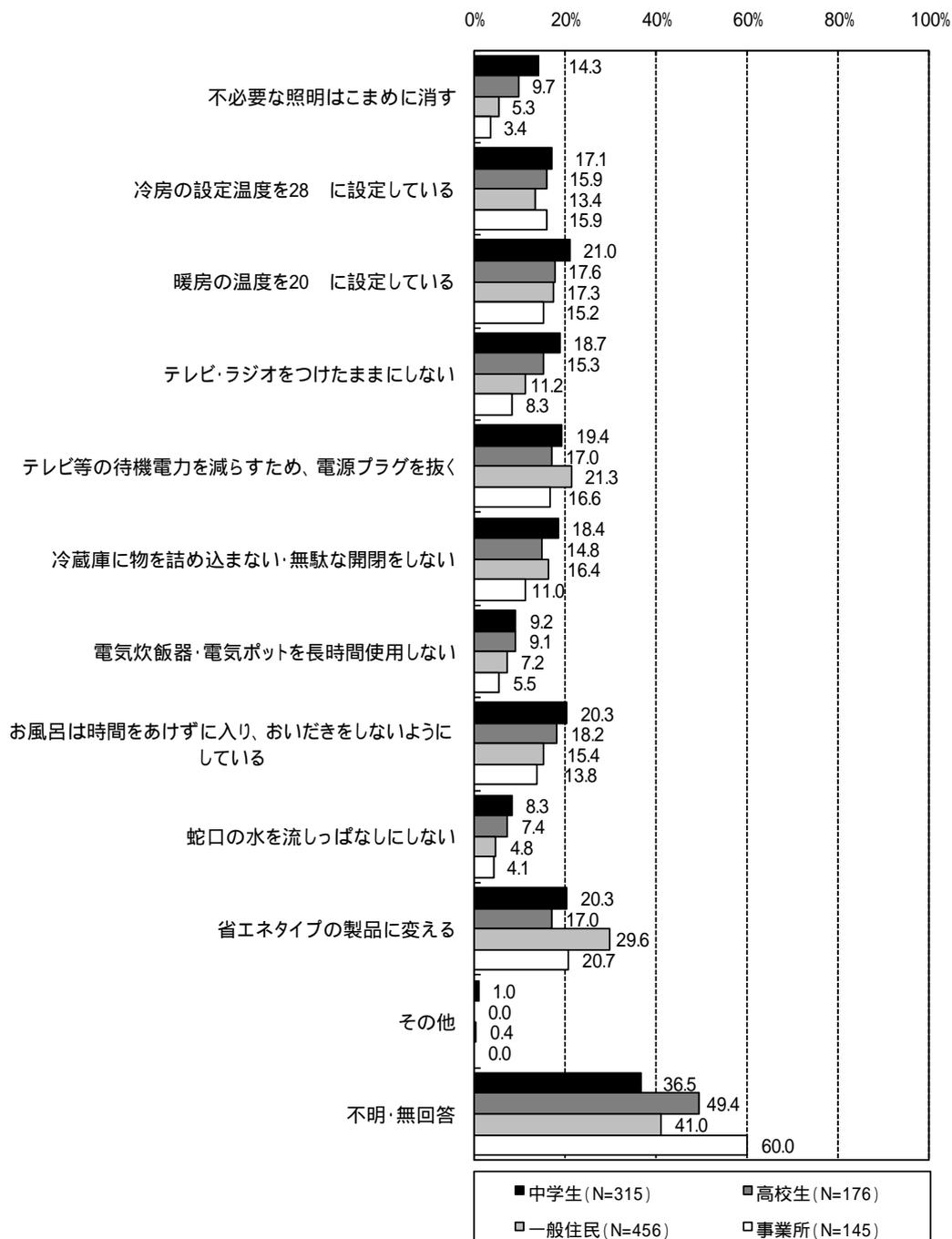
現在実践している省エネ活動



今後取り組みたい省エネ活動について

今後取り組みたい省エネ活動については、中学生では「暖房の温度を 20 に設定している」、高校生では「お風呂は時間をあけずに入り、おいだきをしないようにしている」が最も高くなっています。一方、一般住民、事業者では「省エネタイプの製品に変える」が最も高くなっています。

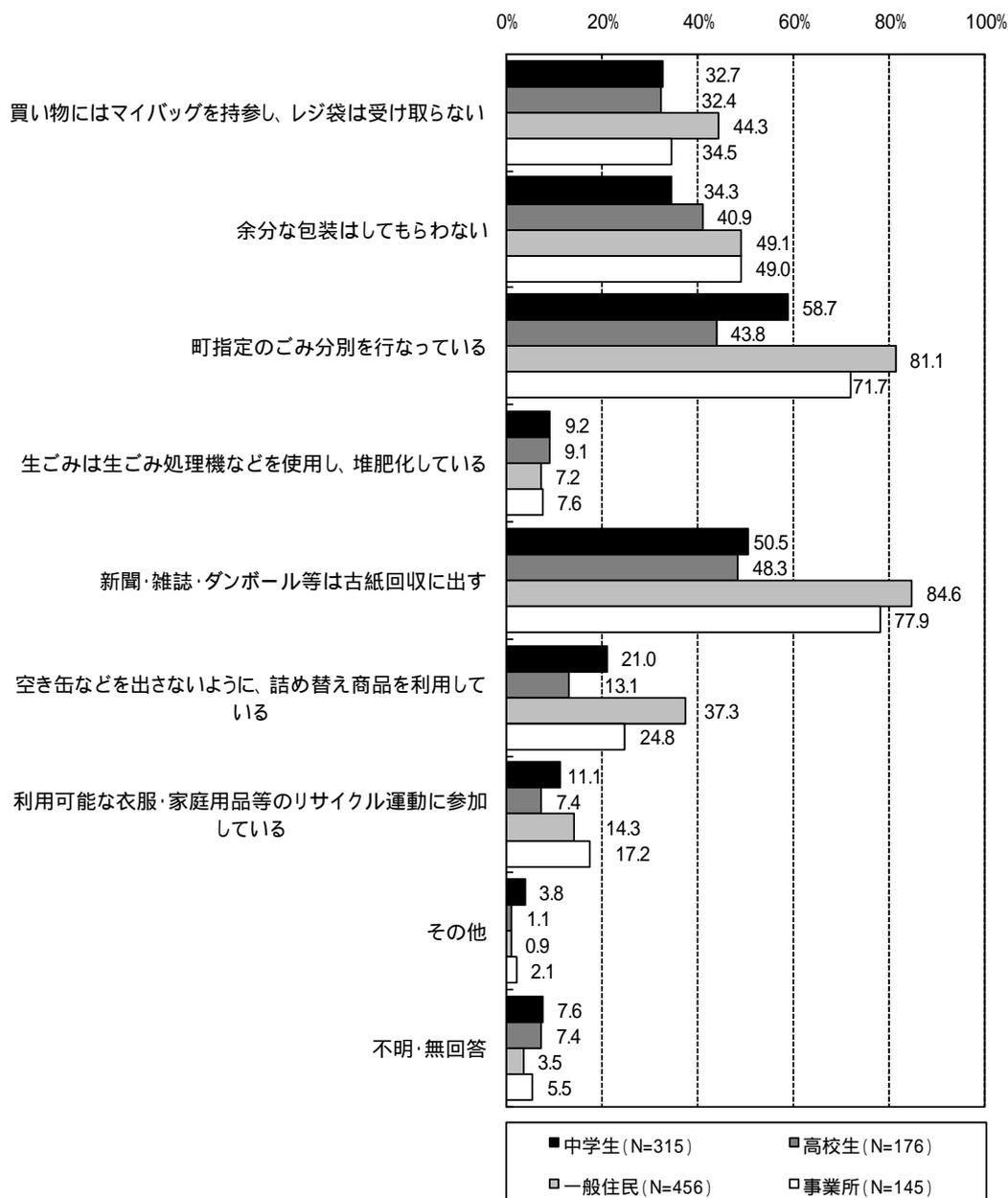
今後取り組みたい省エネ活動



ごみの減量化への取り組みについて

CO₂削減に欠かせない、ごみの減量化への取り組みについては、すべてのアンケート結果で「町指定のごみ分別を行なっている」と「新聞・雑誌・ダンボール等は古紙回収に出す」が高くなっています。特に、一般住民、事業者ではそれぞれの項目が7割以上となっています。

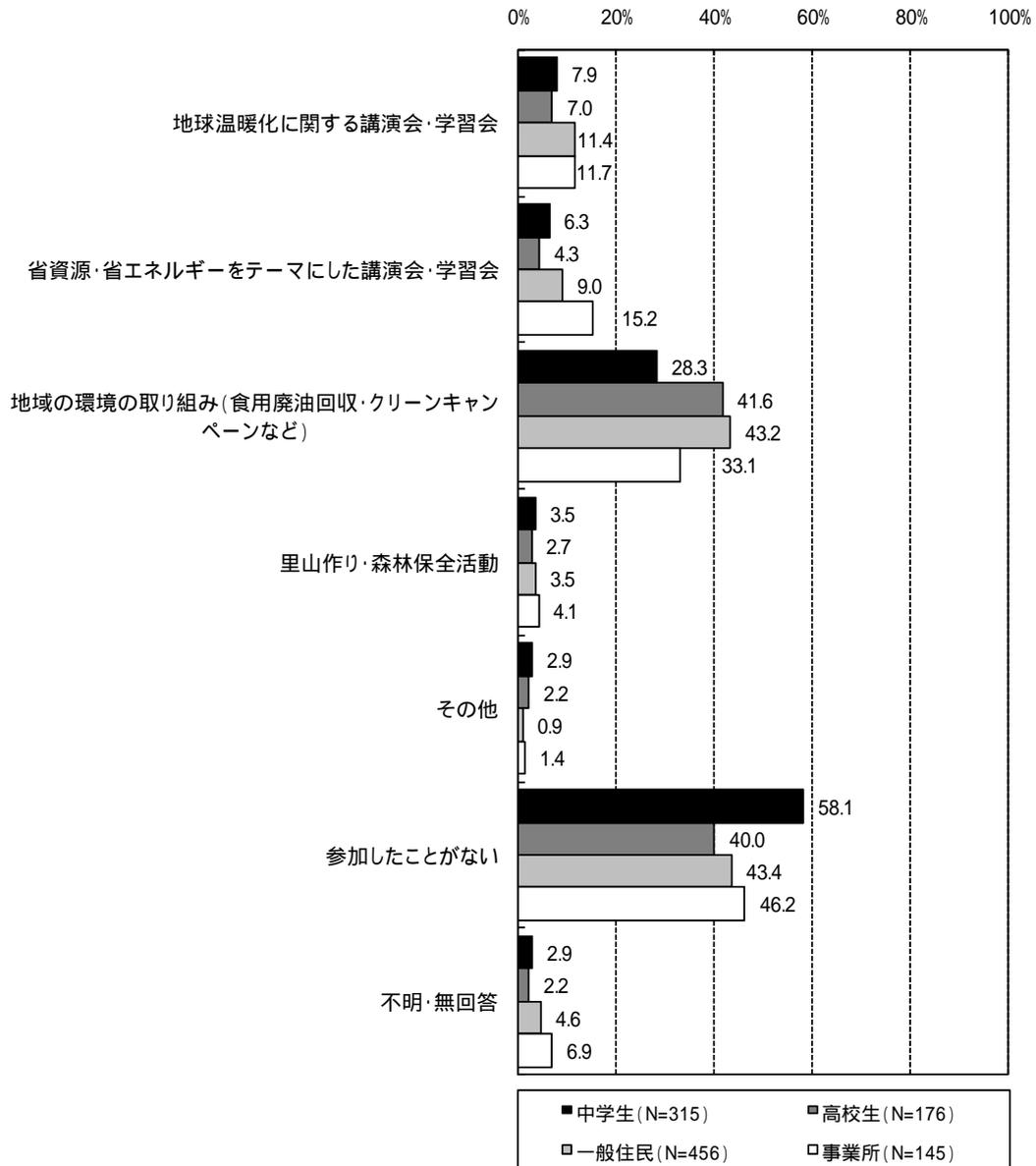
ごみの減量化への取り組み



参加したことがある地域での取り組みについて

地球温暖化防止の推進には、地域の取り組みが必要ですが、地域での取り組みで、これまでに参加したことがあるものについては、すべてのアンケート結果で「地域の環境の取り組み（食用廃油回収・クリーンキャンペーンなど）」と「参加したことがない」が高くなっています。特に、中学生では「参加したことがない」が5割以上となっています。

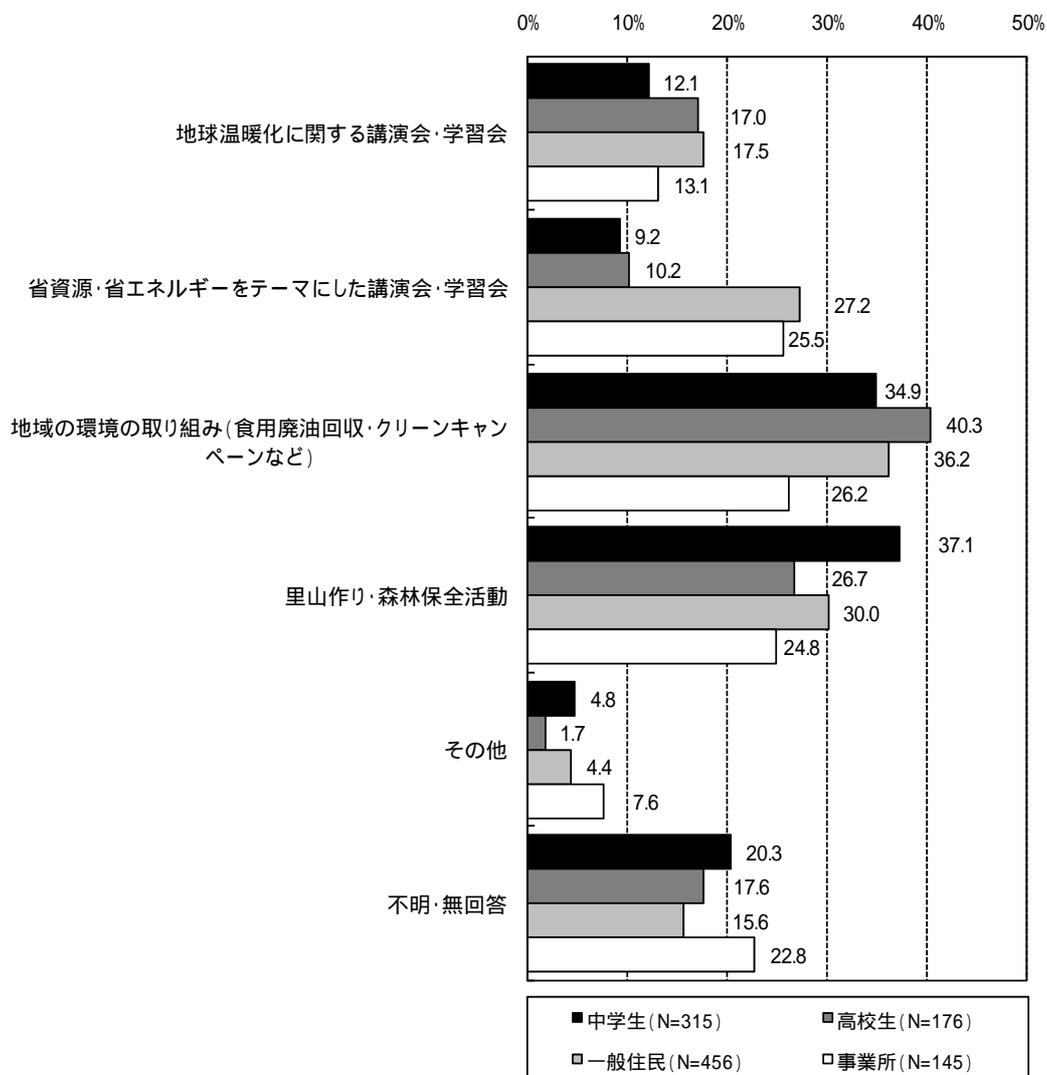
地域での取り組みで、これまで参加したことがあるもの



今後参加してみたい地球温暖化防止への取り組みについて

今後参加してみたい地球温暖化防止への取り組みについては、中学生以外のアンケート結果では「地域の環境の取り組み（食用廃油回収・クリーンキャンペーンなど）」が最も高くなっています。中学生では「里山作り・森林保全活動」が最も高くなっています。

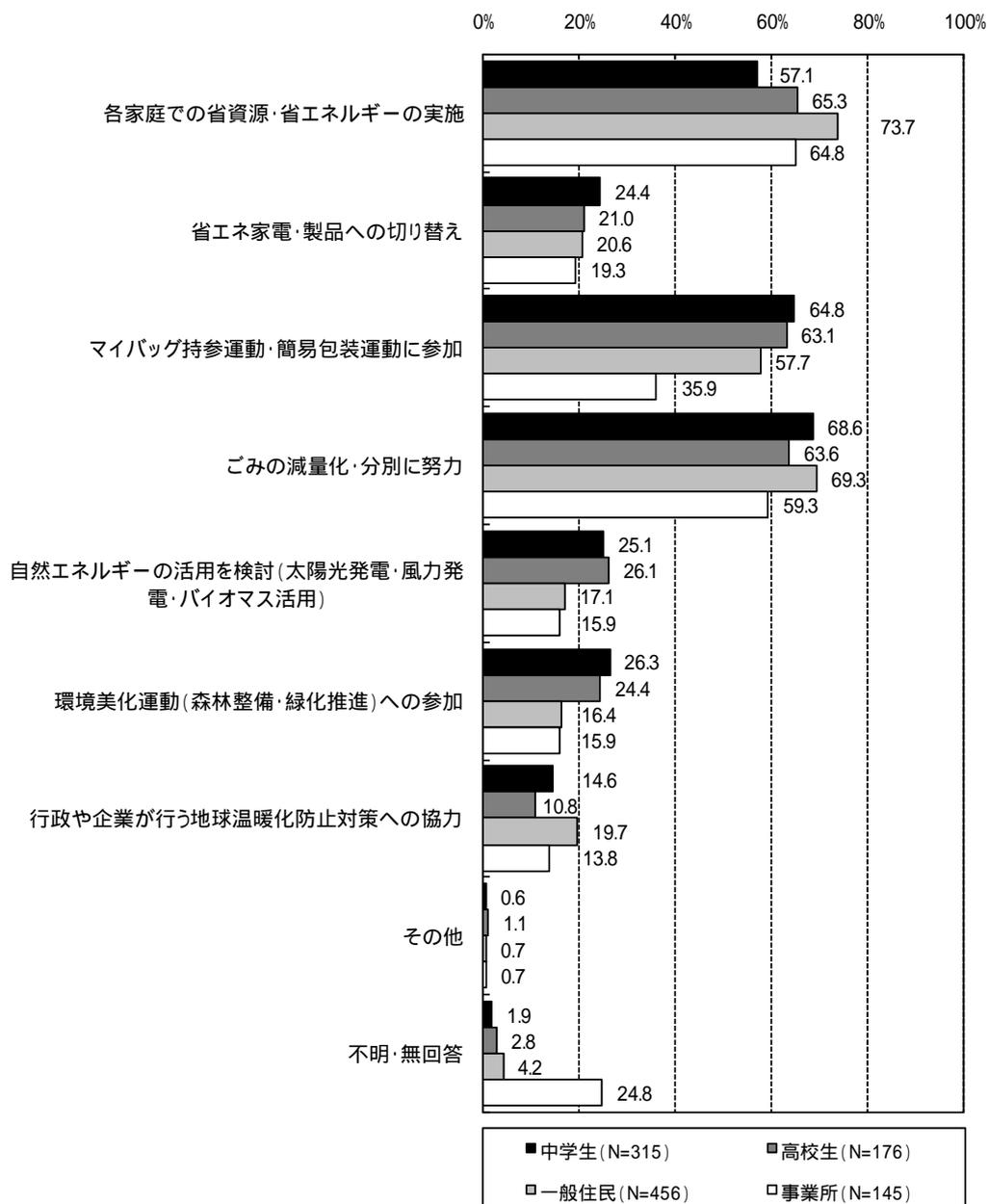
今後参加してみたい地球温暖化への取り組み



地球温暖化防止のために、個人が重点的に取り組むべきことについて

地球温暖化防止のために、個人が重点的に取り組むべきことは何かについては、すべてのアンケート結果で「各家庭での省資源・省エネルギーの実施」「マイバッグ持参運動・簡易包装運動に参加」「ごみの減量化・分別に努力」が高くなっています。

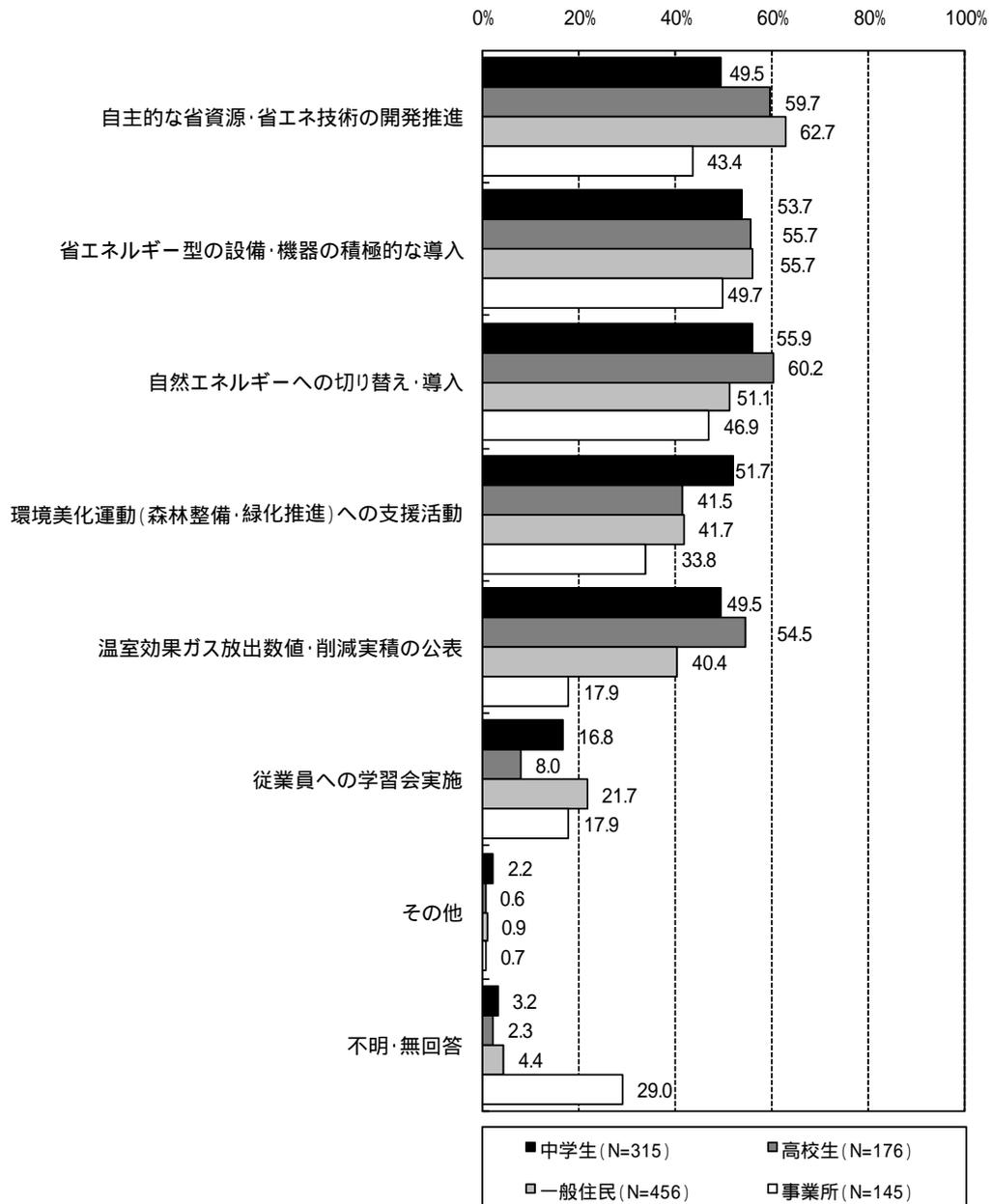
地球温暖化防止のために、個人が重点的に取り組むべきことは何か



地球温暖化防止に向けて、事業者や団体が重点的に取り組むべきことについて

地球温暖化防止に向けて、事業者や団体が重点的に取り組むことは何かについては、中学生、高校生では「自然エネルギーへの切り替え・導入」、一般住民では「自主的な省資源・省エネ技術の開発推進」の開発推進」、事業者では「省エネルギー型の設備・機器の積極的な導入」が最も高くなっています。

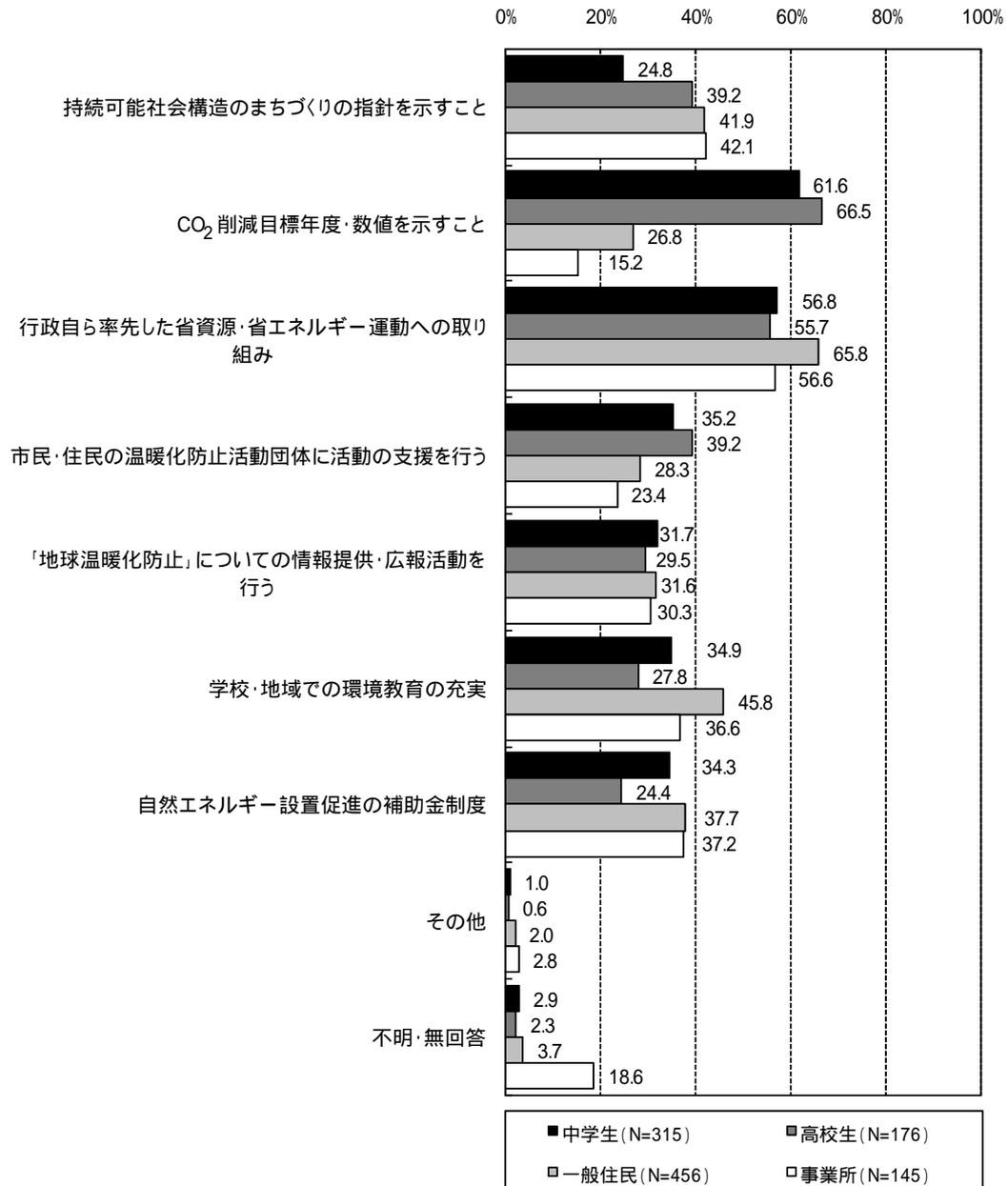
地球温暖化防止に向けて、事業者や団体が重点的に取り組むべきことは何か



地球温暖化防止に向けて、行政が重点的に取り組むべきことについて

地球温暖化防止に向けて、行政が重点的に取り組むべきことは何かについては、中学生、高校生では「CO₂削減目標年度・数値を示すこと」が最も高くなっています。一方、一般住民、事業者では「行政自ら率先した省資源・省エネルギー運動への取り組み」が最も高くなっています。

地球温暖化防止に向けて、行政が重点的に取り組むべきことは何か



4 . 環境基本計画策定経過

(1) 環境審議会等の開催

環境審議会等開催スケジュール

	開催日時	内容
第1回	平成22年10月19日(火) 14時～ 播磨町役場 第1庁舎 BC会議室	1. 播磨町環境基本計画の策定について 2. 住民アンケート調査、事業所アンケート調査報告書について 3. その他
	平成22年11月9日(火) 平成22年11月10日(水)	事業所ヒアリング調査の実施
第2回	平成22年11月25日(木) 10時～ 播磨町中央公民館 特別研修室	1. 事業所ヒアリング調査報告 2. 播磨町環境基本計画骨子案について めざすべき環境像について 基本目標について 計画の構成について 3. その他
第3回	平成22年12月22日(水) 10時30分～ 播磨町役場 第1庁舎 BC会議室	1. ワークショップ テーマ「播磨町の良いところ 気になるところ」 2. その他
第4回	平成23年1月24日(月) 9時30分～ 播磨町中央公民館 視聴覚室	1. 環境基本計画について 2. 第2回ワークショップ テーマ「3つの環境課題への取り組みについて」 【3つの課題】 ・温暖化防止・低炭素社会づくり ・ごみ問題・リサイクルなど、循環型社会づくり ・生きものや自然など、生物多様性について 3. その他
第5回	平成23年2月14日(月) 10時～ 播磨町役場 第1庁舎 BC会議室	1. 環境基本計画原案について 2. その他
第6回	平成23年3月12日(土) 13時30分～ 播磨町役場 第1庁舎 302会議室	1. 環境基本計画原案について 2. その他 パブリックコメントについて
	平成23年3月15日(火)～22日(火)	パブリックコメントの実施

(2) 環境審議会設置要綱

播磨町環境審議会条例

平成 11 年 3 月 2 日条例第 7 号

改正 平成 17 年 6 月 9 日条例第 19 号

改正 平成 22 年 9 月 29 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、本町に播磨町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間諸団体等を代表する者
- (3) 町その他関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、特に必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、すこやか環境グループにおいて処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 播磨町公害対策審議会条例 (昭和 47 年条例第 5 号) は、廃止する。
- 3 最初に招集される審議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成 17 年 6 月 9 日条例第 19 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 29 日条例第 14 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(3) 環境審議会名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
横 山 孝 雄	兵庫県立大学 非常勤講師
藤 井 昭 子	元神戸女子大学教授
唐 木 喜 代	元加古川農業改良普及センター所長
山 口 陽 一 郎	播磨町商工会 会長
濱 岡 秀 行	播磨町自治会連合会 副会長
中 村 ルリ子	播磨町連合婦人会 会長
本 谷 かをる	播磨町消費者協会 会長
黒 田 吉 人	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
中 島 智 子	一般公募委員
中 野 千 景	
古 川 正 文	東播磨県民局環境課 課長
枘 田 正 伸	播磨町理事

: 会長

: 副会長

播磨町環境基本計画
～みんなで育む 豊かな環境のまち はりま～

発行年月:平成 23 年 3 月

発行:播磨町すこやか環境グループ

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 30 号

TEL:079-435-0355(代表) FAX:079-435-0831